

【用語説明】

1 認可定員と利用定員

(1) 認可定員とは

教育・保育施設の設置に当たり、北海道(認定こども園・保育所・幼稚園)や市町村(小規模保育・事業所内保育)の条例の基準(保育室の面積や職員配置等)に基づき、施設で受け入れ可能な定員として認可された人数をいいます。

(2) 利用定員とは

教育・保育施設に支払われる給付費を算定する際に用いられる定員です。利用定員は施設の利用実態などを踏まえ、『認可定員の範囲内』で利用定員を定める必要があります。

2 子どもの認定区分

給付対象施設の教育・保育を利用する子どもについて、次の3つの区分の認定に基づき、施設型給付等の支援を行います。

(1) 1号認定子ども

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼稚園などに通う2号認定以外の子ども

(2) 2号認定子ども

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等により家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども

(3) 3号認定子ども

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等により家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども